

パブリックコメント 資料

豊川市中小企業振興基本条例（案）の
基本的な考え方について

産業環境部 商工観光課

豊川市中小企業振興基本条例（案）の基本的な考え方について

1 中小企業振興基本条例とは

中小企業振興基本条例とは、中小企業振興のための基本方針等を定め、地域経済の活性化と市民生活の向上を図ることを目的とする条例です。

愛知県では、平成23年6月に「あいち産業労働ビジョン2011－2015」を策定し、その具体的な取り組みの1つとして、中小企業振興の施策を総合的に推進するため、「愛知県中小企業振興基本条例（平成24年10月16日施行）」を制定しました。

現在、県内54の市町村のうち、35の市町村が中小企業振興基本条例に類する条例を制定しています。

2 豊川市の現状と制定経緯

中小企業は、地域経済の活性化に寄与するとともに、地域に根ざした雇用の受け皿であり、日々の暮らしを支えている重要な役割を担っています。本市においても事業所の約99%が中小企業で構成されており、従業者も約80%が中小企業に勤務しています。（令和3年経済センサスより）

本市では、中小企業に対する各種補助金や融資などで、継続した支援を実施しつつ、商工会議所や商工会などとも緊密に連携し、さまざまな事業に取り組むことで中小企業への一定の支援を行ってまいりましたが、現在では多くの中小企業が「人手不足や従業員の高齢化」、「人件費・原材料費の高騰」、「デジタル化への対応」、「事業承継が困難」といったさまざまな課題を抱えています。

このような中、市長マニフェストに基づき、令和5年1月に設置した産業支援あり方検討会では、「中小企業への支援施策は一時的なものではなく、継続的・計画的に進めていく必要があることから、市としての明確な姿勢と長期的な視点に立った支援の方針が求められ、条例を制定することで市の責務や支援機関等の役割などが明確になり、中小企業の支援施策を進めるうえでの「よりどころ」になる」との意見をいただきました。

このため、検討会において、条例の内容について協議を重ね、市や中小企業に関わる様々な組織、団体、主体がそれぞれの立場で中小企業を支援することで、地域経済の活性化と市民生活の向上が図られるとの結論となり、豊川市中小企業振興基本条例（案）を制定することといたしました。

3 条例（案）のポイント

（1）理念条例であること

中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているということを鑑み、地域全体で中小企業の振興を一体的に推進していくという基本理念を定めます。

（2）役割等の明確化

市、中小企業者、中小企業支援機関、中小企業団体、大企業者等、金融機関、市民など、各主体の責務、役割等を具体的に明記します。

4 条例（案）の構成

（1）目的

（2）定義

（3）基本理念

（4）市の責務

（5）中小企業者の役割

（6）中小企業支援機関の役割

（7）中小企業団体の役割

（8）大企業者等の役割

（9）金融機関の役割

（10）市民の理解及び協力

（11）基本施策

（12）小規模企業者への配慮

（13）財政上の措置

5 条例（案）の概要

«目的»

中小企業の振興について、基本理念を定め、市の責務及び中小企業者等の役割等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

«定義»

条例に掲げる用語の意義を次のとおり定めます。

① 中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事業所を有するもの

② 中小企業支援機関

商工会議所、商工会その他中小企業者を支援する事業を行う機関

③ 中小企業団体

商店街振興組合、事業協同組合その他中小企業者に関する団体で、市内に事業所を有するもの

④ 大企業者等

中小企業者以外の事業者で、市内に事業所を有するもの

⑤ 金融機関

銀行、信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事業所を有するもの

⑥ 市民

市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者

⑦ 小規模企業者

中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事業所を有するもの

《基本理念》

中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進します。

- ① 中小企業者の自主的な努力を基本として、経営の改善及び向上が図られること
- ② 中小企業者が、地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと
- ③ 市並びに中小企業者、中小企業支援機関、中小企業団体、大企業者等及び金融機関が相互に連携するとともに、市民の協力を得ること

《市の責務》

市は、基本理念にのっとり、施策を総合的に推進します。また、施策の推進に当たり、国及び県、中小企業者、中小企業支援機関等と協力し、効果的に行いうよう努めます。

《中小企業者等の役割》

① 中小企業者の役割

経済的・社会的環境の変化に応じ、自主的に経営の改善及び向上に努めます。また、雇用機会の確保及び人材の育成とともに、従業員の労働環境の整備に努めます。さらに、経営力を強化するため、中小企業支援機関等を積極的に活用し、情報収集や、中小企業者相互の交流に努めます。

② 中小企業支援機関の役割

事業活動を通じて中小企業者の経営の改善及び向上に努めます。

③ 中小企業団体の役割

当該団体の構成員である中小企業者の自主的な努力や創意工夫の支援とともに、共同で行う事業を通じた地域社会への貢献に努めます。

④ 大企業者等の役割

中小企業者の成長発展に配慮するとともに、中小企業者が重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力に努めます。

⑤ 金融機関の役割

中小企業者が経営の安定化や新たな事業展開等をできるように、資金の供給や情報の提供、経営相談等の支援など、中小企業者に協力するよう努めます。

《市民の理解及び協力》

市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを理解し、協力するよう努めます。

《基本施策》

市は、次に掲げる事項を基本として施策を実施します。

- ① 経営基盤の安定化及び経営の革新を図ること
- ② 人材の確保及び育成を図ること
- ③ 創業の促進を図ること
- ④ 資金調達の円滑化を図ること
- ⑤ 新技術の開発及び販路開拓の促進を図ること
- ⑥ 事業承継の円滑化を図ること
- ⑦ その他、中小企業の振興に寄与すること

《小規模企業者への配慮》

市は、施策を実施するに当たり、経営資源の面で制約を受けやすい小規模企業者の事情に配慮するものとします。

《財政上の措置》

市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。